

## 非自発的失業者の方へ 国保税が軽減できます

①または②のいずれかに該当する非自発的失業者の国保税は、失業した次の日からその翌年度末までの期間、前年所得の給与所得を30/100として算定します(基準を満たせば7・5・2割軽減を適用)。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として判定します。

①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等の事業主の都合により失業した方)

②雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより失業した方)

※手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証・納税義務者(世帯主)の認印

## 新型コロナウイルス 感染症に伴うお知らせ

### ◆新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が3割程度下がり、納付が困難になった場合、減免の制度があります。令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている国保税が対象で、申請が必要です。収入の減少を証明する書類等を添付していただくこととなりますので、詳しくはお問い合わせください。

### ◆新型コロナウイルス感染症に伴う被保険者等に対する傷病手当の支給について

給与等が支払われている国保の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いがあり労務に就けず、給与等を受けることができなかった場合、傷病手当金を支給する制度があります。この制度の利用には申請が必要で、事業主の証明などを添付していただくこととなりますので、詳しくはお問い合わせください。

# 国保のお知らせ

## 国保税の納税通知書は 7月中旬に発送します

国保税の納税通知書を7月中旬に発送します。同封のお知らせ文書に、国保についての詳しい内容を記載していますので、ご覧ください。

【問い合わせ先】

市民保険課保険班 ☎53・3115

## 令和2年度 国民健康保険税が決定しました

令和2年度の国民健康保険税(以下、国保税)が決定しました。国保税は国保を支える大切な財源です。加入者の皆さんには負担をお掛けすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

区分	国保税		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	※令和元年中の所得金額-基礎控除(33万円)		
	8.5%	3.0%	2.4%
均等割	※加入者1人につき		
	26,400円	8,400円	9,000円
平等割	※1世帯につき		
	20,000円	8,000円	7,000円
最高額	※1世帯につき		
	61万円	19万円	16万円

◆後期高齢者支援金分を全被保険者に、介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方に、国保税として負担していただいています。

◆所得により、均等割・平等割額の7割、5割、2割を軽減する制度があります。

◆病気や災害等で国保税の納付が困難な場合は申請により減免されることがあります。

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 令和2年度の保険料率

均等割 54,316円 (令和元年度から78円引き下げ)

所得割 10.49% (令和元年度から0.93%引き下げ)

※後期高齢者医療制度の保険料は、全員に等しく負担していただく『被保険者均等割額』と所得に応じて負担していただく『所得割額』を合計して被保険者個人ごとに算出します。

■問い合わせ先  
市民保険課保険班  
☎53-3115

## 保険料率とは別に、令和2年度の保険料では次のように 変更されます

①医療保険料が『8割軽減』となっていた方は、『7割軽減』に変わります(被保険者均等割額は16,294円)

世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下、かつ世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下でその他の所得がない方。

②医療保険料が『8.5割軽減』となっていた方は、『7.75割軽減』に変わります(被保険者均等割額は12,221円)

世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下、かつ①の基準に該当しない方。

③被保険者均等割額の5割および2割軽減の対象者の範囲が広がります

軽減の割合	同一世帯の世帯主と被保険者の総所得金額	
	改正前	改正後
5割	33万円+(28万円×被保険者数)以下	33万円+(28万5千円×被保険者数)以下
2割	33万円+(51万円×被保険者数)以下	33万円+(52万円×被保険者数)以下

④保険料の上限額が62万円から64万円に引き上げられます

## 保険料額決定通知書兼納付通知書と新しい保険証を 発送します

保険料額決定通知書兼納付通知書は

7月中旬に発送予定です

個人ごとの令和2年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、次のいずれかの方法となります。

### 特別徴収(年金天引き)

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。

### 普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により納付をお願いします。

新しい保険証は

7月下旬に発送予定です

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は7月下旬にお届けします。また、後期高齢者医療限度額適用認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証をお届けします。

